

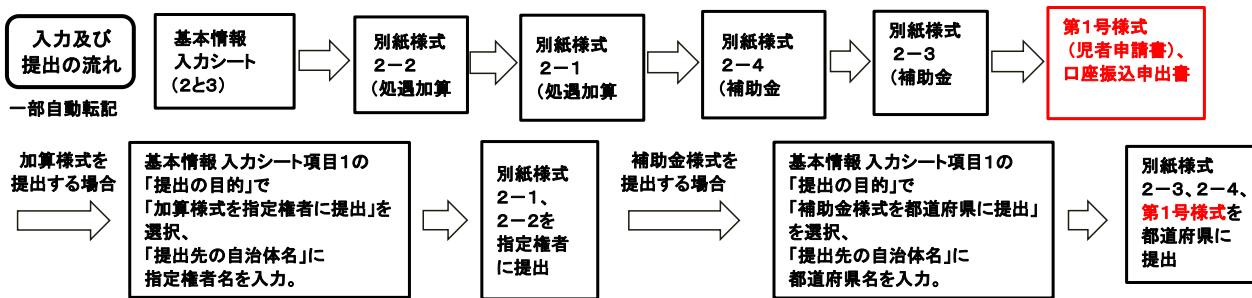
**計画書(障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業、福祉・介護職員等処遇改善加算)
基本情報入力シート**

別紙様式2

- はじめに本シート(基本情報入力シート)の黄色セルに入力することで、申請対象となる事業所等に関する基本的な情報が、各シートに自動的に転記されます。

【重要】

- ①本計画書は、障害者総合支援事業費補助金(障害福祉人材確保・職場環境改善等事業)又は児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金(障害児支援人材確保・職場環境改善等事業)(以下「補助金」という。)及び福祉・介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)の共通様式です。
- ②処遇改善加算を申請する場合は、各事業所の指定権者に別紙様式2-1、2-2を、補助金を申請する場合は、各事業所の所在する都道府県に別紙様式2-3、2-4及び第1号様式を、それぞれ提出してください。その際、補助金の申請事務を都道府県が外部委託している場合もございますので、必ず都道府県のホームページをご確認ください。
- 自動転記の仕組みを活用するため、下記の作業フローに基づき、シートを完成させてください。
本計画書を用いて、処遇改善加算のみの申請を行う場合、別紙様式2-3、2-4及び第1号様式の入力は不要です。
- 本計画書は、提出先ごとに個票の内容を変えずに提出することが可能です。
処遇改善加算を申請する際は、「提出の目的」を「加算様式を指定権者に提出」とし、「加算様式の提出先」に記入した上で、指定権者に別紙様式2-1、2-2を提出してください。
その際、様式2-3、2-4は自動的にグレーアウトされるようになっていますので、シートの削除は不要です。
- その後、補助金を申請する際は、「提出の目的」を「補助金様式を都道府県に提出」とし、「補助金様式の提出先」に記入した上で、都道府県に別紙様式2-3、2-4及び第1号様式を提出してください。
この場合も同様に、その他の様式シート(別紙様式2-1、2-2)の削除は不要です。
- 「提出先の自治体名」を記入すると、別紙2-1から2-4までの「提出先」欄も、自動で更新されます。
提出先が正しく記入されていることを必ずご確認ください。



1 提出の目的と提出先の自治体名

提出の目的	加算様式を指定権者に提出	補助金様式の提出先(例:○○県)
提出先の自治体名	加算様式の提出先(例:○○県、 ○○市、○○町、○○広域連合) 福島県	福島県

※上記「入力の流れ」に沿って必要事項を入力した後に、「提出の目的」を選択し、提出先の自治体名を選択・記載してください。

加算と補助金両方を申請する場合、「加算様式を自治体に提出」を選択し、加算様式の提出先を記載した媒体と

「補助金様式を都道府県に提出」を選択し、補助金様式の提出先を記載した媒体をそれぞれ作成してください。

審査事務の円滑化のため、選択していない様式は、グレーアウトされるようになっています。

再度全ての様式を確認したい場合は、「提出の目的」で空欄を選択してください。

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ	シャカイフクシホウジン セイホウカイ
	名称	社会福祉法人 清峰会
法人住所	〒	961 - 8061
	住所1(番地・住居番号まで)	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字稗返166番地1
	住所2(建物名等)	
法人代表者	職名	理事長
	氏名	内山 重丸
法人番号	8380005004653	
書類作成担当者	フリガナ	オツ カオリ
	氏名	乙津 かおり
連絡先	電話番号	0248-25-1881
	E-mail	sazanami@mist.ocn.ne.jp

3 補助金及び処遇改善加算の対象事業所に関する情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2及び別紙様式2-4に反映されます。

※ **補助金を申請する際には、「一月あたり障害福祉サービス等報酬総額」及び「一月あたり遇改善加算の総額」は、交付対象月(別紙様式2-4で選択した月。令和6年12月分を基本とする。)の確定額(令和7年4月10日までに受理された月遅れ請求、過誤調整分等を含む。)を、事業所ごとに記載してください。(交付対象月の報酬総額等が確定していない場合は、見込額を記載してください。)なお、「一月あたり障害福祉サービス等報酬総額」には、遇改善加算等の各種加算減算を含みます。**

※ 加算を申請する際には、「一月あたり障害福祉サービス等報酬総額」には、前年7月から12月までの

(効率改善加算等の各種加算減算を含む)を6で除するなどの適切な方法によつて推計し、事業所ごと

また「一日あたり乳渴改善加算等の総額」については、前年7月から12月までの乳渴改善加算等の合計を6ヶ月で割ったもの

また、「一月めたり処遇改善加算の総額」には、前年7月から12月までの処遇改善加算等の合計を示す記載をしてください。

会員と年度に伴う報酬総額の増減が見込まれる場合には、加算についての適切な計画を策定するため、これらの増減の具

令和7年度に事業拡大等に伴う報酬総額の増減が見込まれる場合には、加算についての適切な計画を策定するため、そ

反映させる等の調整を行っても差し支えありません。